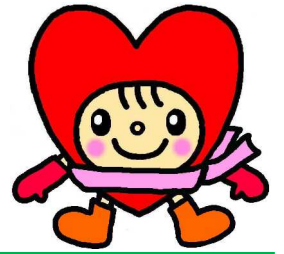




2018年

人権一口講座



世界人権宣言

みなさん、「世界人権宣言」ってご存知でしょうか。

聞いたことはあるが、中身まではよく知らないという方が大半ではないでしょうか。実は、恥ずかしながら私もその一人です。なぜ、突然、「世界人権宣言」の話かというところ今年の12月10日で「世界人権宣言」ができて70年になるのです。

二十世紀におきた二つの世界大戦では、多くの人命が奪われ、人権が踏みじられるような出来事も多く発生しました。こうした悲劇を二度と繰り返してはならないという反省から、1945（昭和20）年、国際連合（国連）が創設され、人権を守ることは世界平和につながるという考えから、1948（昭和23）年12月10日、第3回国連総会で世界人権宣言が採択されました。「世界人権宣言」は基本的な人権尊重の原則を定めたものでありそれ自体が法的拘束力を持つものではありませんが初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

「世界人権宣言」は、前文と30条の条文から成り、「ありとあらゆる人と国が達成すべき共通の基準」として採択されました。「世界人権宣言」には、法の下での平等、思想や表現の自由などの「市民的・政治的権利」と教育を受ける権利、労働に関する権利、人間らしく生活する権利など「経済的・社会的・文化的権利」がうたわれています。

「世界人権宣言」は、世界各国の憲法や法律にも取り入れられています。また、人種差別撤廃条約（1965年）、国際人権規約（1966年）、女子差別撤廃条約（1979年）、拷問等禁止条約（1984年）、児童の権利条約（1989年）、障害者権利条約（2014年）など様々な条約は世界人権宣言をもとに制定されています。

国連は、「世界人権宣言」が採択された12月10日を「人権デー」と決めました。また、日本でも法務省と全国人権擁護委員連合会が毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日～12月10日）を「人権週間」と定めています。これを機に、「世界人権宣言」をご一読されてみてはいかがでしょう。「世界人権宣言」の内容を理解し、広めていくことが一人一人の人権を守ることに繋がります。（熊本市ふれあい文化センター広報紙「かけはし」十二月号より）



短いメッセージ「おもしろいね。」僕が笑って 君も笑う
君と話すと 心が温かくなる

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会のカレンダー 詠麻中学校 3年 高濱 功季さんの作品より